

<市立函館病院高等看護学院自己点検自己評価（令和4年度）まとめ>

自己点検・自己評価について

平成14年3月の「専修学校設置基準」の改正により、専修学校は教育活動などの状況について自己点検・自己評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないと定められました。また、平成23年4月から「看護師養成所の運営に関する指導要領」の改正により、養成所は教育活動その他の養成所運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表することと示されました。当学院では厚生労働省の指針である「看護教育自己評価指針」評価一覧をもとに北海道看護教育施設協議会で作成した評価表（教育活動を対象として9領域）を使用し令和元年より実施しており、令和4年度の実施結果をまとめた。

自己点検・自己評価方法

1. 評価対象：本学院教員13名に実施（回収率100%）

経験年数が1年未満3名、2年未満1名、5年未満2名、10年未満3名10年以上4名

2. 評価基準

5 そう思う・4 ややそう思う・3 あまりそう思わない・2 そう思わない・1 わからない

3. 実施期間：令和4年3月6日～3月24日

4. 評価結果

1) 領域別比較

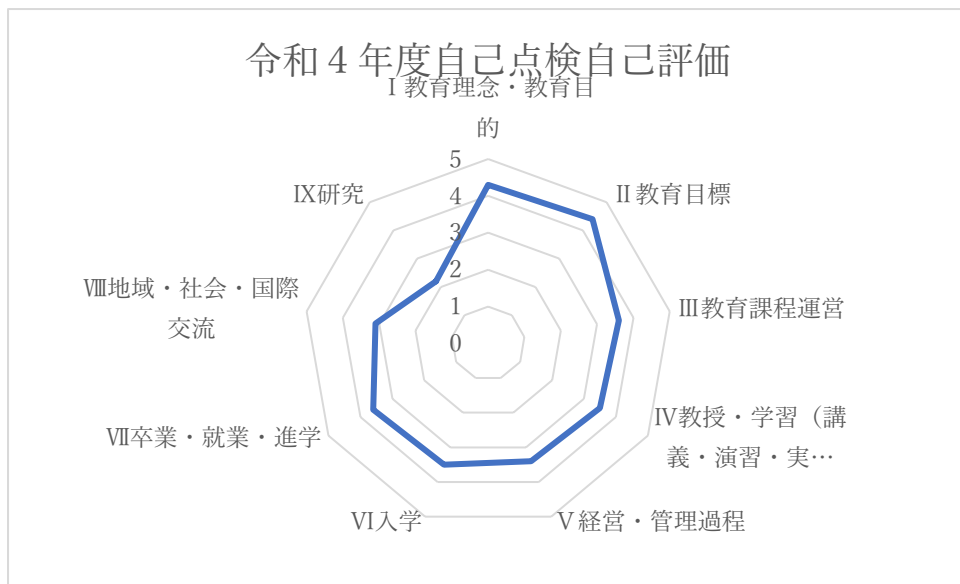
2) 領域別小項目評価

9領域94項目の中で3.0以下の項目は4領域 14項目について

3) まとめ

1) 領域別比較

令和4年度自己点検・自己評価	領域別平均点			
領域	小項目数	令和4年	令和2年	令和元年
I 教育理念・教育目的	6	4.3	4	4.2
II 教育目標	6	4.4	3.9	4.4
III 教育課程運営	29	3.6	3.7	4.0
IV 教授・学習(講義・演習・実習)・評価過程	17	3.5	3.7	4.0
V 経営・管理過程	19	3.4	3.3	4.0
VI 入学	4	3.5	4	4.4
VII 卒業・就業・進学	4	3.6	3.5	3.9
VIII 地域・社会・国際交流	6	3.1	3.4	3.5
IX 研究	3	2.2	2.5	2.7
	平均	3.5	3.5	3.9



2) 9領域94項目の中で3.0以下の項目4領域 14項目について

Ⅲ. 教育課程経営 (29項目中19.20.21)

Ⅲ-19 教員が授業準備のための時間がとれる体制を整えている (2.5)

授業、実習、教務事務など授業準備の時間が取れる体制が整えられていない。

授業時間数の均等化および実習指導教員の確保及び教務事務の事務担当者への移行を徐々には始めているところである。さらに現状の課題、業務の見直しをおこないたい。

※専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう一人1週間当たり15時間を標準とすること。1時間を担当するには準備等に2時間程度を要することから、一人の専任教員が担当できる1週間当たりの講義時間数の標準を15時間としたものであること。実習を担当する場合には、実習3時間に対し1時間程度の準備等を要すると考えられる。(指導ガイドラインより)

Ⅲ-20 教員が自ら成長できるよう、自己研鑽のシステムを整えている 3.0

Ⅲ-21 教員が相互に成長できるよう、相互研鑽のシステムを整えている。2.7

教員の自己研鑽については、研修、セミナーなどに参加できる体制を整えている。

令和4年度はオンラインによるセミナー参加などの実施している。今後さらに参加した内容報告や検討する機会や研修プログラムを計画的に組めるよう検討したい

Ⅳ 教授・学習 (講義・演習・実習)・評価過程 (17項目中5項目9・10・11・12・13)

Ⅳ-9 評価計画を立案し、実践している 2.8

Ⅳ-10 教員は、評価計画に基づいて、実際に授業を改善している。2.8

Ⅳ-11 学生及び教育活動を多面的に評価するために多様な評価方法を取り入れている。2.8

Ⅳ-12 学生による授業評価の機会を保障している。2.4

Ⅳ-13 教育目標の達成状況を多面的に把握している。3.0

授業評価における5項目のポイントが3.0以下である。授業評価の実施は実習では行っているが講義では行われていないため、早急に実施する必要があると考える。

また、授業評価についてテストの点数ではなく評定として学生を的確に評価をするための基準を明確にする必要があり、教員間で共有できる体制が必要である。

V 経営・管理過程（19項目中1項目16）

V-16 学校の運営においては、設置者の将来構想のもとに運営の中期・短期計画、を立案し、実施・評価を行っている 2.7

学校運営について設置者の将来構想、運営の中期・短期計画が明確に、 教員に周知できるよう対応していく。

VIII 地域社会・国際交流（6項目中2項目5・6）

VII-5 国際的視野を広げるための自己学習に適した環境が整っている 2.8

VIII-6 留学や海外において保健医療職に就くこと等を希望する学生に対応できる体制がある。 2.8

在学中に国際的視野を広げるための自己学習に適した環境や留学や海外での保健医療職に就くこと等の対応や体制は現在ないが必要に応じて、学校として出来る範囲で対応できると考える。

また、卒業生の海外での資格審査や就職に必要な英文証明書などは随時対応している。

IX 研究（3項目すべて）

IXの研究平均点 2.2 点

これは教員の研究活動について研究的姿勢の涵養・研究活動の保証と評価・研究活動の評価の項目である。教員の研究活動の時間、財政的、環境的な条件の保証は出張によるセミナー参加、コロナ禍においてはオンラインセミナーなど対応はしているが、研究活動に取り組む時間や環境は業務多忙のため、取り組めないのが現状である。看護の専門職業人を育成する看護基礎教育を担い、高等教育機関と位置付けられる学校の教員には看護実践について、教育活動を行うために必要な能力は研究活動を通して培う必要性が指針にあげられている。業務改善など環境や時間の確保ができるよう取り組んでいきたい。

3) まとめ

新型コロナウイルス感染症による制限の中で学校運営が厳しい状況下で人員の入れ替わりがあったことでの講義担当、実習担当など教育課程の運営上の影響は否めない。しかし、令和4年から新カリキュラム（第5次指定規則改正）開始のため、教育理念・目的・目標の見直しと教育課程の構築をおこなったことから領域Ⅰ・Ⅱのポイントが2020年より上がったと考える。

総合平均点は2020年と同じ3.5ポイントで領域Ⅲ～Ⅸについては領域Ⅴが0.1ポイント上がっているがその他の領域はポイント減となっている。これは、経験1年前後の教員が「わからない」と評価した項目が多くあったことから、新任教員への教育体制について検討が必要と考える。

V経営・管理過程については、病院局との経営会議、学院運営会議など組織として学院運営について検討する機会が明確に設けられ、アメニティの充実や働く環境の改善が行われつつある。今後はさらに、設置者の将来構想、運営の中期・短期計画が明確に、周知し運営していきたい。

VI入学については、令和4年度から推薦型選抜の導入、オープンキャンパスを実施し、入学生の確保に努めた。しかし、少子の影響は否めず、今後も動向をみながら対応したい。

領域Ⅸの研究については、新型コロナウイルス感染症の対応や人員の入れ替わりにより業務がひっ迫し、研究へ取り組む体制を整えることができなかった。今後は教員の継続教育体制を整え研究活動が可能な環境づくりへ向け努力したい。

令和4年度の課題を活かして新カリキュラムの完成年度令和6年に向けカリキュラムの実施、評価をしながら教員一丸となり取り組んでいきたい。